

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局事業管理課

1. 改正の趣旨

- 令和2年度与党税制大綱において、「経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する」とされたことを受け、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養控除の取扱いに関し、控除対象扶養親族に国内居住要件が設けられた。
- 年金制度においては、無拠出給付の支給停止や保険料免除を行う際の所得に係る基準額（以下「所得基準額」という。）について、基礎となる金額に、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて所得税法上の人的控除に準じる金額を加算して計算していることから、年金制度においても、所得税法の改正に準じた見直しを行う。
- あわせて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条の規定により支給される遺族基礎年金に係る届出の規定については、現在、適用対象たる受給権者が存在しなくなったことから、当該規定を削除する。

2. 改正の概要

- 年金制度における無拠出給付の支給停止や保険料免除の仕組みにおいて、所得基準額の算定に当たり考慮する扶養親族等について、令和2年度税制改正による見直し後の所得税法の控除対象扶養親族等に限定するため、国内居住要件を設ける。
- あわせて、国民年金法等の一部を改正する法律附則第28条の規定により支給される遺族基礎年金に係る届出の規定である第41条第2項第10号及び第3項の規定を削除する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 国民年金法（昭和34年法律第141号）第105条第1項及び第3項
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第33条
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号）第37条

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年3月上旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日